

「特別給付金制度」…メリットいろいろ

- 共済加入1年後から下記の事由が生じたときに請求ができます。(増額加入分は、1年以上経過しなければ適用されません。)
- 請求権は、事由が生じた日から1年間です。(制度の実績により給付内容が変更される場合があります)
- お支払事由が生じたときは、速やかに各都道府県美容組合までご連絡ください。
下記、請求必要書類などをご確認ください。(こども特約には特別給付金はありません)

**スタッフの
福利厚生に!**

**日頃の健康管理に
毎年1回の検診を!**

**5日からの入院
病気でも
ケガでもOK!**

**節日の慶事に
嬉しい祝金!**

特別給付金種類	給付金額	請求必要書類 ・原本もしくはコピーに署名捺印したもの ・事由発生日以降のもの
① 結婚祝金	1口 2万円～5口 10万円	戸籍謄(抄)本1部
② 第一子誕生祝金	1口 2万円～5口 10万円	戸籍謄本1部(抄本不可)
③ 子供誕生祝金(第二子より)	2万円	戸籍謄(抄)本1部
④ 人間ドック補助金 (40歳以上の方) (毎年4月から翌年3月までの年1回)	1万円 (1万円未満の場合実費)	受診領収証 ※1
⑤ 入院療養見舞金 (毎年4月から翌年3月までの年1回)	2万円 (継続5～29日以下の入院)	29日以下の入院=入退院日のわかる 病院発行の証明書または領収書
	5万円 (継続30日以上入院)	30日以上入院=入退院日および 傷病名のわかる病院発行の証明書等
⑥ 銀婚祝金(入籍後25年)	2万円	戸籍謄(抄)本1部
⑦ 金婚祝金(入籍後50年)	5万円	同上
⑧ 還暦祝金(満60歳)	1万円	住民票1部 ※2
⑨ 古希祝金(満70歳)	1万円	同上 ※2
⑩ 配偶者死亡弔慰金 (ご加入後1年を経過しなくても給付)	3万円	戸籍謄(抄)本1部
⑪ 子供死亡弔慰金 (14歳7ヶ月未満の被扶養者)	3万円	同上
⑫ 長寿祝金 (80歳6ヶ月を超えて脱退した方 および自動脱退になった方)	10万円	住民票1部 ※2・3

※1 加入者名、検診支払い金額がわかるもの。
 ※2 その他、運転免許証・健康保険証等でも可。(コピーに署名捺印、請求日記入)。
 ※3 住民票は、脱退日の翌日以降取得したもの。

- この共済制度のうち、こども特約付災害保障特約付勤労団体保険による保障の引受保険会社は、下記の通りとなります。
- 本制度について
- 特別給付金制度の各種給付金のお問い合わせ・ご請求の窓口は、各都道府県美容組合となります。
- この共済制度では、「保険金」は「共済金」と読み替えるものとします。

●総合福祉共済制度の引受保険会社

・ジブラルタ生命保険株式会社 引受割合60%(事務幹事) ・住友生命保険相互会社 引受割合40%

※上記の引受保険会社は、各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。なお、上記の引受割合は、平成21年10月1日からの引受割合予定(平成21年7月24日現在)です。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時等にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である引受保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額、給付金額等が削減されることがあります。平成20年度の1口あたりの保険料(月額)は組合員440円・こども特約155円になっております。(平均保険料率で算出)平均保険料率は毎年更新時(10月1日)に人員構成に基づいて計算しております。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会

●ホームページアドレス <http://www.biyo.or.jp/>

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-56-4(美容会館7F)
TEL/03-3379-2064

お問い合わせ先
各都道府県美容組合またはジブラルタ生命・住友生命へ

全美連 総合福祉共済制度

全組合員が加入してこそその「相互扶助の共済制度」です

(こども特約付災害保障特約付勤労団体保険)

ご意向(ニーズ)確認のお願い

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする保険期間1年(更新により一定年齢まで継続可能)の保険商品です。お申込みにあたっては、保険契約の重要事項のお知らせ、契約概要、注意喚起情報をご覧ください。保障内容・保険金額・保険料(掛金)等がご自身のご意向にあっているか必ずご確認ください。

「万が一」の際、1口あたり100万円の保障額
【保険金】…加入日より保障開始

※お申込みされた日と加入日は異なります。詳しくは注意喚起情報(別紙)をご確認ください。

保障内容

1口あたりの保障内容	共済1口あたり	こども特約1口あたり
死亡または高度障害状態になられたとき (死亡保険金または高度障害保険金)	100万円	100万円
不慮の事故または感染症により死亡したとき (死亡保険金+災害保険金)	200万円	150万円
不慮の事故により障害状態になられたとき (障害給付金)	100～10万円	50～5万円
不慮の事故により5日以上入院されたとき (入院給付金)	日額1,500円	日額750円

加入年齢
加入口数
加入手続き

平成21年10月1日～平成22年9月1日
加入の場合

区分	加入(更新)年齢	1口の掛金(円)	加入口数
A	昭和44年4月2日～平成7年4月1日生まれの方/14歳6ヶ月超～40歳6ヶ月まで	400円	1～5口
B	昭和29年4月2日～昭和44年4月1日生まれの方/40歳6ヶ月超～55歳6ヶ月まで	600円	1～5口
C	昭和19年4月2日～昭和29年4月1日生まれの方/55歳6ヶ月超～65歳6ヶ月まで	1,000円	1～3口
D	昭和9年4月2日～昭和19年4月1日生まれの方/65歳6ヶ月超～75歳6ヶ月まで	1,800円	1～2口
E	昭和4年4月2日～昭和9年4月1日生まれの方/75歳6ヶ月超～80歳6ヶ月まで	3,000円	1口 ^{※1}
こども特約	平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方/2歳6ヶ月超～14歳6ヶ月まで	200円	1～4口 ^{※2}

■「加入申込書兼告知書」「こども特約加入申込書兼告知書」(こども特約を申込まれる場合)

「預金口座振替申込書」(組合集金票は不要)に必要な事項を記入捺印の上、お申込みください。

※1 D区分からの継続者のみ更新できます。更新後80歳6ヶ月を超えた場合はその更新年度末(9月30日)で自動脱退となります。

※2 こども特約のみの加入はできません。また、加入資格のあるお子様は全員同口加入となります。(ただし、親の加入口数の範囲内でかつ4口まで)

*掛金(掛け捨て)は、保険料に本制度の運営事務費を含んでおります。

加入資格

組合員・従業員で、加入日現在健康で勤務・日常生活を営んでいる方。

※ご加入時の年齢は、14歳6ヶ月超～75歳6ヶ月まで。ただし、継続加入は80歳6ヶ月まで継続更新ができます。80歳6ヶ月を超えた場合はその更新年度末(9月30日)で自動脱退となります。

※加入資格を喪失した場合には、速やかに共済制度の脱退手続きをとっていただくこととなります。

<こども特約>

組合員・従業員が扶養している現在健康で、2歳6ヶ月超～14歳6ヶ月までのお子様。こども特約だけの加入はできません。加入する場合には、加入資格のあるお子様は全員同口加入していただきます。組合員・従業員が脱退した場合、お子様も同時に脱退となります。14歳6ヶ月を超えた場合は、更新年度末(9月30日)で自動脱退となります。扶養とは、「健康保険法」に定める被扶養者の範囲によります。

保険期間

保険期間は、平成21年10月1日より平成22年9月30日までの1年間で、以後毎年特にお申し出のない限り自動的に更新いたします。保険期間中の中途加入者については、その中途加入日から平成22年9月30日までが初年度の保険期間となり以後特別のお申し出のない限り、自動的に更新いたします。

※申込書が提出された時から保障が開始される訳ではありませんので、ご加入の際に取扱者にご確認ください。



全日本美容業生活衛生同業組合連合会

全美連 総合福祉共済制度

組合員相互の助け合い。みんなで加入しましょう!

この共済制度は組合員・従業員が病気やケガで亡くなったときに、保険金をお支払いする制度です。死亡保険金のほかに災害による障害給付金、入院給付金、さらに加入者の慶弔時には特別給付金が支払われる全美連独自の共済制度です。

保険金または給付金は、保険期間中の次の場合に支払われます。

給付内容等

死亡保険金・高度障害保険金

- 死亡したとき。
- 加入日以後の傷害または疾病により対象となる高度障害状態(別表1)のいずれかに該当したとき。(死亡保険金と同額)
※ただし、死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

災害保険金

- 保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内に死亡したとき、または感染症により死亡したとき。
※感染症とは、ご契約内容(契約概要)の(分類表)に記載のものをさします。

障害給付金

- 保険期間中の不慮の事故を原因として、事故の日から180日以内に障害等級表(別表2)のいずれかに該当したとき。

入院給付金

- 保険期間中の不慮の事故を原因として、事故の日から180日以内に日本国内の病院・診療所及びこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に5日以上入院した場合、120日を限度として入院給付金をお支払いします。

保険金・給付金の受取人

- 死亡保険金及び災害保険金の受取人は、加入者が指定した方(保険金受取人)となります。
- 高度障害保険金・障害給付金・入院給付金の受取人は、加入者(被保険者)となります。
※死亡保険金及び災害保険金の受取人が、加入者の遺族以外の場合には、加入者の遺族が請求内容を了知されていることの確認を行います。

保険金等をお支払いできない場合

次のような場合には、免責、解除、無効となり、保険金等をお支払いできません。(すでに払い込まれた保険料は払い戻しません)ので、お申込みに際し、特にご注意ください。

A. 解除によりお支払いできない場合

加入の際、保険契約者または加入者が、故意または重大な過失により告知書に事実を記載しなかったり、不実の記載をした場合は、加入日から1年以内であれば契約を解除し、保険金や給付金をお支払いできないことがあります。

B. 免責によりお支払いできない場合

1. 死亡保険金について

- (イ)加入者が加入日から1年以内に自殺したとき
- (ロ)保険契約者の故意によるとき
- (ハ)死亡保険金受取人の故意によるとき
- (ニ)戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度によっては、死亡保険金の全額または一部をお支払いすることがあります)

2. 高度障害保険金について

- (イ)加入者の故意によるとき

- (ロ)保険契約者の故意によるとき
- (ハ)高度障害保険金受取人の故意によるとき
- (ニ)戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度によっては、高度障害保険金の全額または一部をお支払いすることがあります)

3. 災害保険金、障害給付金、入院給付金

- (イ)保険契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき
- (ロ)災害保険金受取人の故意または重大な過失によるとき(ただし、災害保険金についてのみ)
- (ハ)加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故および法令に定める酒気帯び運転中またはこれに相当する運転中に生じた事故によるとき
- (ニ)地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

によるとき(ただし、その程度によっては、保険金、給付金の全額または一部をお支払いすることがあります)

C. 無効によりお支払いできない場合

- (イ)保険契約者または加入者に詐欺の行為があったとき
- (ロ)保険契約者または加入者に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があったとき

D. 加入日前に発生した傷害または疾病を原因とするとき

その傷害や不慮の事故について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

※(注)増額された場合の増額部分については、上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。

税法上の 特典

- 加入者個人が保険料を負担したとき、口数対応の保険料が生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。
(所得税法76条)
- 役員・従業員の保険料を法人事業所が負担したとき、特定の役員・従業員のみを対象とせず、受取人が被保険者の遺族または当該法人の場合において、その保険料は全額損金算入できます。
(法人税基本通達9-3-5、同9-3-6の2)
- 従業員の保険料を個人事業所の事業主が負担したとき、特定の従業員のみを対象とせず、受取人が被保険者の遺族または当該事業所の場合において、その保険料は全額必要経費に算入できます。
(所得税基本通達36-31の2)
- 死亡・災害死亡保険金は、500万円×法定相続人の数まで相続税は非課税となります。
(相続税法12条1項5号)
- 高度障害保険金・障害給付金・入院給付金は、加入者が受け取る場合非課税となります。
(所得税法9条1項16号、所得税法施行令30条、相続税法5条1項)

※上記記載の税務取扱は平成21年7月現在におけるものであり、今後法律改正等により、当該取扱が将来的に変更される場合があります。また、個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署にご確認ください。

別表1 / 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表2 / 障害等級表

● 給付金額は1口あたり。()内はこども特約1口あたり。

等級	身体障害	給付金額
第1級	<ul style="list-style-type: none"> ●「別表2」は、不慮の事故を原因とする障害のみが対象となります。 ●障害等級は本制度の基準によります。(障害者手帳の等級とは異なります) 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100万円 (50万円)
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70万円 (35万円)
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50万円 (25万円)
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30万円 (15万円)
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15万円 (7.5万円)
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10万円 (5万円)